

野焼き は禁止されています！

屋外でごみを燃やすいわゆる「野焼き」は原則禁止となっています。（「廃棄物及び清掃に関する法律」）

野焼きは・・・

- ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康を害するおそれがある。
- 大気汚染の原因となる。
- 風による飛火や不始末が原因で火災に繋がる。

苦情が多数寄せられています！

「近所でごみを燃やして臭う」「煙で洗濯物に臭いがついてしまう」「煙がひどくて視界が悪く、運転できない」
ごみを処分する場合は、地域のルールを守って適正に処分しましょう。

野焼きとは？…「**適正な焼却施設を用いずにごみを燃やすこと**」

※地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶やブロック塀、素掘りの穴、適正な設備を持たない小型焼却炉など、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為も含まれます。

●野焼きの例外もあります。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

ただし、**野焼きは原則禁止**であり、上記の場合には罰則の適用をしないというだけです。

他に処分の方法がある場合には、安易に焼却をしないでください。

農業者が行う稲わらの焼却等、例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民からの苦情が寄せられる場合には、**行政指導の対象**となります。



●罰則規定

野焼きを行った者には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか又は両方が科せられる場合があります。

《 問 い 合 わ せ 先 》

猪苗代消防署 警梯出張所 Tel 0242-73-3100